議案第27号

勤務時間等の特例に関する規則等の一部改正について 勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める

令和4年11月17日提出

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、関係規定 を改める必要があるので、この規則案を提出する。



勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則について (定年の引上げに伴うもの)

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げる等のため、令和4年9月 議会において関係条例の改正を行ったことから、これらの法改正や条例改正を受けて、関係 規則の整備を行うもの。

2 改正する規則(8規則)

- (1) 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市教育委員会規則第7号)
- (2) 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則(平成 16年北九州市教育委員会規則第10号)
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第7号)
- (4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理 職員特別勤務手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第8号)
- (5) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)
- (6) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)
- (7) 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に 関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)
- (8)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)

3 主な改正内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備
- (2)60歳を超える職員の給料月額を60歳時の7割水準とすることに伴い、手当 等の額を7割とする取扱い

4 施行期日

令和5年4月1日(改正後の地方公務員法及び関係条例の施行日と同日)

なお、暫定再任用制度が存置される期間については、暫定再任用教職員及び暫定再任用 短時間勤務教職員を、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、各規定を適用する。

【別紙】一部改正する教育委員会規則一覧

改正する規則	●改正概要
(1) #1-20 吐用 安 の 性 周 い - 間 - ナス 坦 田	●再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時
(1)勤務時間等の特例に関する規則	間勤務職員に改める規定の整備
(2)北九州市優れた教育活動等を実践している教	●再任用短時間勤務教職員を定年前再任用短
職員等の表彰に関する規則	時間勤務教職員に改める規定の整備
	●第2条第2項を、第2条第2項から第4項及び
	第4条に分けて規定
(3)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学	●再任用教職員を定年前再任用短時間勤務教
校の教職員の給料の調整額に関する規則	職員と改める規定の整備
	●給料月額7割措置が適用される教職員に対す
	る給料の調整額の7割措置を付則に追加
	●再任用(短時間勤務)教職員を定年前再任用
(4)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学	短時間勤務教職員と改める規定の整備
校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤	●給料月額7割措置が適用される教職員に対す
務手当に関する規則(以下「教職員管理職手当	る手当額の7割措置を付則に追加
等規則」という。)	●定年前再任用短時間勤務教職員に適用する
	別表第2の手当の基準月額を改定
(5)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学	●再任用短時間勤務教職員の根拠条文を定年
校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する	前再任用短時間勤務教職員の根拠条文に改
規則	める規定の整備
(6)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学	 ●再任用短時間勤務教職員を定年前再任用短
校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する	時間勤務教職員に改める規定の整備
条例施行規則	时间動物教職員に成める流足の正備
 (7)北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員	 ●再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時
の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則	間勤務職員に改める規定の整備
	1. 25.2 23.1942 - 1 34 2. 27.00 - 2. ZE MI
(8)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学	●再任用短時間勤務教職員を定年前再任用短
校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償	時間勤務教職員に改める規定の整備
及び期末手当に関する規則	

勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第1条 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表の注書第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤 務職員」に改める。

(北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の 一部改正)

第2条 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則(平成16年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に 関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 教職員(次項及び次条に掲げる教職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条に次の2項を加える。

- 3 次の各号に掲げる教職員の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に 係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める 数を乗じて得た額とする。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。

)第22条の4第1項の規定により採用された教職員 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。)第2条第4項の規定により定められた当該教職員の勤

務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数 (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。)及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員 教職員勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる額(当該額が給料月額の100分の4. 5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。 第3条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第4条 第2条第2項及び第3項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付 則に次の1項を加える。

(教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の給料の調整額)

2 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)」とする

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第4条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「に定める額」の次に「(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加え、同条第1号中「。以下「育児短時間勤務教職員等」という」を削り、「その者」を「当該教職員」に、「(以下「算出率」という。)を」を「をそれぞれ」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28

条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「手当の月額」を「手当の基準月額」に、「額(同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教職員にあっては」を「額に」に、「その者」を「当該教職員」に、「数(育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、算出率)を当該額に」を「数を」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削る。

付則に次の1項を加える。

(教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の支給額)

3 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第1号並びに第3条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額(当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)」とする。

別表第2のアの表中

手当の月額 80,500円 76,200円 72,000円

手当の基準月額 72,400円 68,500円 64,700円

改める。

別表第2のイの表中

手当の月額 78,500円 74,400円 70,200円

Γ

手	当	0)	基	準	月	額	
6	8	,	1	0	0	円	,
6	4	,	5	0	0	円	V
6	0	,	9	0	0	円	

改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤 勉手当に関する規則の一部改正)

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及 び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

第20条第2項第6号中「(その」を「(当該」に、「第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「その者」を「当該教職員」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日 、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第 14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第2 2条の4第1項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間 勤務教職員」に改める。

第3条第2項、第14条第1号及び第2号、第17条第2項並びに第19条第1項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第24条第1項第2号中「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 又は任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務教職員」に改める。

付則第16項並びに別表第4の4の項、8の項、9の項及び18の項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第7条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期 末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次 のように改正する。

第6条第1項及び第9条第1項各号列記以外の部分中「第8条の3」を「

第8条第14項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第8条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第8条第1項各号列記以外の部分中「第12条」を「第 10条第14項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間 勤務教職員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号。以下「新定年条例」という。)付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、新定年条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の勤務時間等の特例に関する規則の規定を適用する。

(北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の 一部改正に伴う経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員又は新定年条例付則第40項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員(以下「暫定再任用短時間勤務教職員」という。)は、第2条の規定による改正後の北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則第1条の短時間勤務の職を占める者とみなして、同条の規定を適用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に 関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 新定年条例付則第40項に規定する暫定再任用教職員(以下「暫定再任用 教職員」という。)(暫定再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)は 、第3条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学 校の教職員の給料の調整額に関する規則(以下「新教職員給料調整額規則」 という。)第2条第2項に規定する教職員とみなして、同項の規定を適用す る。 5 暫定再任用短時間勤務教職員は、新教職員給料調整額規則第2条第3項第 1号に掲げる教職員とみなして、同号の規定を適用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 暫定再任用教職員は、第4条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則(以下「新教職員管理職手当等規則」という。)第2条第1号の教職員とみなして、同号の規定を適用する。この場合において、同号中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「手当の月額」とあるのは「手当の基準月額」とする。
- 7 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における、暫定再任用 教職員(職務の級が4級であるものに限る。)に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「別表第2」とあるのは、「付則別表」とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務教職員は、新教職員管理職手当等規則第2条第2号 の教職員とみなして、同号の規定を適用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

9 暫定再任用短時間勤務教職員は、第5条の規定による改正後の北九州市立 の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関す る規則第20条第2項第6号の法22条の4第1項の規定により採用された 教職員とみなして、同号の規定を適用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日 、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

10 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、第6条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。

付則別表

ア 教育職給料表(3)

職務の級	職	職の分類	手当の基準月額
4 級	特別支援学校の校長	I群	80,500円
		Ⅱ群	76,200円
		Ⅲ群	72,000円

備考 「I群」、「II群」及び「III群」とは、教育長が別に定める職の分類 の区分をいう。イの表において同じ。

イ 教育職給料表(4)

職務の級	職	職の分類	手当の基準月額
4 級	小学校又は中学校の	I群	78,500円
	校長	Ⅱ群	74,400円
		Ⅲ群	70,200円

勤務時間等の特例に関する規則新旧対照表 (第1条関係)

参考

田	別表(第2条関係)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		1~3	4 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の	勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日については、それぞれの1週間当たり	の勤務時間に応じ、教育長が別に定める基準に従い、所属長が定める。
新	別表(第2条関係)	- B	世	1~3 略	4 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務	職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日については、それぞれの1週間	当たりの勤務時間に応じ、教育長が別に定める基準に従い、所属長が定める。

$\overline{}$
1.00
134
1
mie-
##
West,
\mathcal{N}
KIL
\u \
\bigcirc
64
1-5
KIII.
FIIIV
<i>`</i>
1:1
##64
$-\ln \Delta $
DIT2
7
<u> </u>
1.
45
1/ \
ш
=
#
43 1K
=
шК
mi
44.2
++<
No
. `
.1
40
Ш.11.
mЖ
, I
111
277
-DILLY
4.4.
MX
JIM.
(~ \
\circ
.1-111
1111
-Cili
пΠП
災回
職員
織員
炎職員
教職員
教職員
5教職員
る教職員
、る教職員
いる教職員
いる教職員
ている教職員
ている教職員
ている教職員
ノにいる教職員
している教職員
こしている教職員
装している教職員
践している教職員
践している教職員
実践している教職員
実践している教職員
?実践している 教職員
を実践している教職員
5を実践している教職員
章を実践している教職員
等を実践している教職員
]等を実践している教職員
勤等を実践している教職員
動等を実践している教職員
子動等を実践している教職員
舌動等を実践している教職員
活動等を実践している教職員
行動等を実践している教職員
∮活動等を実践している教職員
育活動等を実践している教職員
枚育活動等を実践している教職員
教育活動等を実践している教職員
教育活動等を実践している教職員
2教育活動等を実践している教職員
た教育活動等を実践している教職員
た教育活動等を実践している教職員
1た教育活動等を実践している教職員
れた教育活動等を実践している教職員
いた教育活動等を実践している教職員
憂れた 教育活動 等を実践している 教職員
優れた教育活動等を実践している教職員
5優れた教育活動等を実践している教職員
书優れた教育活動等を実践している教職員
市優れた教育活動等を実践している教職員
市優れた教育活動等を実践している教職員
Ⅵ市優れた教育活動等を実践している教職員
州市優れた教育活動等を実践している教職員
U/II 市優れた 教育活動等を実践している教職員
九州市優れた教育活動等を実践している教職員
九州市優れた教育活動等を実践している教職員
と九州市優れた教育活動等を実践している教職員
北九州市優れた教育活動等を実践している教職員
北九州市優れた教育活動等を実践している教職員
北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則新旧対照表(第2条関係)

兼	田
(昌興)	(連興)
第1条 この規則は、教育委員会の任命に係る教育公務員特例法(昭和24年法律	第1条 この規則は、教育委員会の任命に係る教育公務員特例法(昭和24年法律
第1号)第2条第2項に規定する教員(以下「教員」という。)、学校教育法(第1号)第2条第2項に規定する教員(以下「教員」という。)、学校教育法(
昭和22年法律第26号)第37条第1項(同法第49条及び第82条において	昭和22年法律第26号)第37条第1項(同法第49条及び第82条において
準用する場合を含む。)及び第60条第1項に規定する事務職員(以下「事務職	準用する場合を含む。)及び第60条第1項に規定する事務職員(以下「事務職
員」という。)並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関	員」という。)並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関
する法律(昭和33年法律第116号)第2条第3項に規定する学校栄養職員(する法律(昭和33年法律第116号)第2条第3項に規定する学校栄養職員(
以下「学校栄養職員」という。)(以下これらを「教職員」という。)で優れた	以下「学校栄養職員」という。)(以下これらを「教職員」という。)で優れた
教育活動その他学校運営に関する活動(以下「教育活動等」という。) を実践し	教育活動その他学校運営に関する活動(以下「教育活動等」という。) を実践し
ているもの(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第2</u>	ているもの(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第2</u>
2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)並びに学校(市	8条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)並びに学校(市
が設置する学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修	が設置する学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修
学校をいう。以下同じ。) 並びに学校の校務を分掌させるため教職員及び教職員	学校をいう。以下同じ。) 並びに学校の校務を分掌させるため教職員及び教職員
以外の学校職員で構成する組織(以下「教職員組織」という。)で優れた教育活	以外の学校職員で構成する組織(以下「教職員組織」という。)で優れた教育活
動等を実践しているものの表彰について必要な事項を定めるものとする。	動等を実践しているものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

$\overline{}$
í«
M
山山
Ш1
XX
り調整額に関する規則新旧対照表 (第3条関係)
(1)
戶
FILE
$\overline{}$
#12
יוור,
出
7
4×
Ш
=
#
111

===
共
No
4
1,
非米
1 1
2
1000
極
绞巨
#
罪
6
<u> </u>
(K)
ΔÌ
Α.Ε
0
2
45
噩
X
##H
り業
るを
校の教職員の給料の
校の教
学校の教
資学校の教
接学校の教
を接学校の 巻
支援学校の製
引支援学校の教
別支援学校の教
特別支援学校の教
特別支援学校の製
び特別支援学校の教
及び特別支援学校の教
及び特別支援学校の教
交及び特別支援学校の教
対及び特別支援学校の数
学校及び特別支援学校の教
コ学校及び特別支援学校の著
中学校及び特別支援学校の教
中学校及び特別支援学校
小学校、中学校及び特別支援学校
中学校及び特別支援学校
小学校、中学校及び特別支援学校

兼	世
(調整額表)	(調整額表)
第2条 略	第2条 略
2 教職員(次項及び次条に掲げる教職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本	2 教職員(次条の会計年度任用職員である教職員を除く。以下この項において同
額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。	じ。)の給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて
	別表第2に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えると
	きは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数
	があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) にその者に係る別表第1の右
	欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成
	3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職
	員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。)
	にあってはその額に北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤
	務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号。以下「
	教職員勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者
	の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法(
	昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項又は第2
	8条の6第2項の規定により採用された教職員で法第28条の5第1項に規定す
	る短時間勤務の職を占めるものにあっては、その額に教職員勤務時間等条例第2
	条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定
	められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)とし、その額に1円
	末満の端教があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

	Ш
3 次の各号に掲げる教職員の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別	
表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得	
た額とする。	
(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第2	
2条の4第1項の規定により採用された教職員 北九州市立の小学校、中学校	
及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28	
年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。)第2条第	
4項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により	
定められた勤務時間で除して得た数	
(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第1	
0条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員(同法第17条の規定	
による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。)及び同法第18条第1	
項に規定する短時間勤務教職員 教職員勤務時間等条例第2条第3項又は第5	
項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定	
められた勤務時間で除して得た数	
4 前2項に規定する調整基本額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級	
に応じて別表第2に掲げる額(当該額が給料月額の100分の4.5を超えると	
きは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。	
(端数計算)	
第4条 第2条第2項及び第3項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規	
定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨て	

兼	田
た額をもって、これらの規定の額とする。	11H +7
<u> </u>	
この規則は、平成29年4月1日から施行する。	この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の給料の調整額)	
2 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第4	
項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げ	
る額に100分の70を乗じて得た額(当該得た額に100円未満の端数を生じ	
たときは、これを100円に切り上げた額)」とする。	

(第4条関係)
る規則新旧対照表
及び管理職員特別勤務手当に関する
1学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び
北九州市立の小学校、中

新	田
(管理職手当)	(管理職手当)
第2条 教職員給与条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職は	第2条 教職員給与条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職は
、別表第1及び別表第2に掲げる職とし、同項の教育委員会規則で定める額は、	、別表第1及び別表第2に掲げる職とし、同項の教育委員会規則で定める額は、
次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(当該額に1円未満</u>	次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。	
(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 当該教職員に適用される別表第1の	(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 当該教職員に適用される別表第1の
ア及びイに掲げる給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類	ア及びイに掲げる給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類
に応じ、同表の手当の月額の欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する	に応じ、同表の手当の月額の欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する
法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務を	法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務を
している教職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教	している教職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教
職員を含む。)及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員にあって	職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。)及び同法第18条第
は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日	1項に規定する短時間勤務教職員にあっては、北九州市立の小学校、中学校及
、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務	び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年
時間等条例」という。)第2条第3項又は第5項の規定により定められた <u>当該</u>	北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。)第2条第3
<u>教職員</u> の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た	項又は第 5 項の規定により定められた $\overline{204}$ の勤務時間を同条第 1 項の規定に
数をそれぞれ当該額に乗じて得た額)	より定められた勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を当該額
	に乗じて得た額 <u>とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り</u>
	捨てた額)
(2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項の規定	(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第2
により採用された教職員 当該教職員に適用される別表第2のア及びイに掲げ	8条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用され

	Ī
る給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表の	た教職員 当該教職員に適用される別表第2のア及びイに掲げる給料表の別並
手当の基準月額の欄に定める額に、教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定	びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表の手当の月額の欄
により定められた <u>当該教職員</u> の勤務時間を同条第1項の規定により定められた	に定める類(同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時
勤務時間で除して得た <u>数を</u> 乗じて得た額	間勤務の職を占める教職員にあっては、教職員勤務時間等条例第2条第4項の
	規定により定められた 2 の者の勤務時間を同条第 1 項の規定により定められた
	勤務時間で除して得た数(育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、算
	<u>出率)を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、</u>
	その端数を切り捨てた額)
付 則	付 則
是	1 略
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 略
(教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の支給額)	
教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第1	
号並びに第3条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの	
規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た	
額(当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上	
げた額)」とする。	

				F	F	F	1]			F*	F	F7			
			手当の月額	80,500円	76,200円	72,000円				手当の月額	78,500円	74,400円	70,200円			
			職の分類							職の分類						
旦		3)	職		盤		盤		(4)	職		备		盤		
	別表第2 (第2条関係)	ア 教育職給料表 (3)	職務の級	4級				備考略	イ 教育職給料表(職務の級	4級					
	-\		1				1]		T						
			手当の基準月額	72,400円	68,500円	64,700円				手当の基準月額	68,100円	64,500円	60,900円			
			職の分類							職の分類						
兼		3)	競		留		盤		4)	職		盤		盤		
	別表第2 (第2条関係)	教育職給料表 (3)	職務の級					盤	教育職給料表 (4)	職務の級						

$\overline{}$
1%
'''
非米
117
枝 (第5条
177
澘
411
$\overline{}$
罴
DIL.
124
7
4×
Ш
=
#
1315
_
===
共
No
当及び勤勉手当に関する規則
10
票
mary
Ŋ
\sim
케
u1
Щ
10
免
事
뾋
\sim
夜
<u>'</u>
ᆌ
(11
Щ
11/
$\overline{\mathbb{I}}$
#5
\sim
6
6
戦員の
職員の
数職員の
数職員の
り数職員の
₹の教職員の期末手当及び勤勉
校の教職員の
き校の教職員の
学校の教職員の
等学校の教職員の
接学校の教職員の
支援学校の教職員の
支援学校の教職員の
引支援学校の教職員の
F別支援学校の教職員の
特別支援学校の教職員の
特別支援学校の教職員の
び特別支援学校の教職員の
及び特別支援学校の教職員の
及び特別支援学校の教職員の
交及び特別支援学校の教職員の
校及び特別支援学校の教職員の
学校及び特別支援学校の教職員の
コ学校及び特別支援学校の教職員の
中学校及び特別支援学校の教職員の
中学校及び特別支援学校の教職員の
、中学校及び特別支援学校の教職員の
交、中学校及び特別支援学校の教職員の
な、中学校及び特別支援学校の教職員の
学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
、学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
1の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
†立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の:
市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
5州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校
と九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の.
九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校
九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校

益	п п п п п п п п п п п п п п п п п п п
W.	Ξ
(勤勉手当に係る勤務期間)	(動勉手当に係る勤務期間)
第20条 略	第20条 略
2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
(1) ~(2) 略	(1) ~(5) 略
(6) 公務外の負傷若しくは疾病 (当該負傷又は疾病が通勤(地方公務員災害	(6) 公務外の負傷若しくは疾病 <u>(その</u> 負傷又は疾病が通勤(地方公務員災害
補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤	補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤
をいう。)又は派遣職員、法人派遣職員若しくは派遣条例第10条に規定する	をいう。)又は派遣職員、法人派遣職員若しくは派遣条例第10条に規定する
特定法人の役職員の派遣先の業務に起因する場合を除く。以下同じ。)又は介	特定法人の役職員の派遣先の業務に起因する場合を除く。以下同じ。)又は介
護休暇により勤務しなかった期間から週休日及び休日(教職員給与条例第26	護休暇により勤務しなかった期間から週休日及び休日(教職員給与条例第26
条第3項に規定する休日をいう。)を除いた日(法第22条の4第1項の規定	条第3項に規定する休日をいう。)を除いた日(法第28条の5第1項若しく
により採用された教職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務教	は第28条の6第2項の規定により採用された教職員、育児休業法第18条第
職員又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州	1項に規定する短時間勤務教職員又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関
市条例第62号)第4条の規定により採用された教職員のうち4週間につき1	する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された
週間当たりの正規の勤務時間が割り振られた日の数 (以下この号において「1	教職員のうち4週間につき1週間当たりの正規の勤務時間が割り振られた日の
週間当たりの勤務日数」という。) が常勤の教職員の1週間当たりの勤務日数	数(以下この号において「1週間当たりの勤務日数」という。) が常勤の教職
に満たないものにあっては、教職員勤務時間等条例第2条第4項又は第5項の	員の1週間当たりの勤務日数に満たないものにあっては、教職員勤務時間等条
規定により定められた <u>当該教職員</u> の勤務時間を5で除して得た時間をもって1	例第2条第4項又は第5項の規定により定められた <u>その者</u> の勤務時間を5で除
日とする。)が45日を超える場合には、その勤務しなかった全期間	して得た時間をもって1日とする。)が45日を超える場合には、その勤務し
	なかった全期間
知 (6)~(2)	留 (6)~(2)

皿					
	盤	盎			
	3	4			
兼					
新					
新					
新					
新					
新					
兼					
新					
新					
新					
兼					
新	A	格			
新	略	姆			
兼		4 略			

(第6条関係)
する条例施行規則新旧対照表
1、休暇等に関する
休用
教職員の勤務時間、
中学校及び特別支援学校の
北九州市立の小学校、

新	旧
(勤務時間)	(勤務時間)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 条例第2条第4項に規定する勤務時間は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> の	3 条例第2条第4項に規定する勤務時間は、地方公務員法 <u>第28条の5第1項又</u>
規定により採用された教職員(以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。	<u>は第28条の6第2項</u> の規定により採用された教職員 (以下「 <u>再任用短時間勤務</u>
)の職務に応じ、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から	<u> 教職員</u> 」という。)の職務に応じ、4週間を超えない期間につき1週間当たり1
31時間までの範囲内とする。	5時間30分から31時間までの範囲内とする。
4 略	4 略
(休憩時間)	(休憩時間)
第3条	第3条 略
2 育児短時間勤務教職員等、定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤	2 育児短時間勤務教職員等、再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職
務教職員(以下「短時間勤務教職員」という。)の休憩時間は、教育長が別に定	員(以下「短時間勤務教職員」という。)の休憩時間は、教育長が別に定める。
85%	
(勤務形態の変更に伴う年次休暇の取扱い)	(勤務形態の変更に伴う年次休暇の取扱い)
第14条 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの	第14条 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの
勤務時間の時間数(以下この条において「勤務形態」という。)が変更されると	勤務時間の時間数(以下この条において「勤務形態」という。) が変更されると
きの当該変更の日以後における教職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日	きの当該変更の日以後における教職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日
に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前条第1項又は第2項に規定	に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前条第1項又は第2項に規定
する年次休暇の日数に同条第10項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り	する年次休暇の日数に同条第10項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り
越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該休暇年度の初日後に当該変	越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該休暇年度の初日後に当該変
更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始め	更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始め

III	
新	

たときにあっては当該日数から当該休暇年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五人して得た日数)とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、当該各号に定める場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数、当該各号に定める場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数で、その日数が労働基準法第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。

- (1) <u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>及び育児短時間勤務教職員等以外の教職 員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であ る育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。) を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて勤務形態 を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が 斉一型育児短時間勤務者始める場合又は育児短時間勤務教職員等が 斉一型育児短時間勤務者とくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定 による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時 間の時間数が同一であるものをいう。休号において同じ。)を終える場合 勤 務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前におけ る1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) <u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務 (以下この条において「不斉

たときにあっては当該日数から当該体暇年度において当該変更の日の前日までに 使用した年次体暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当 該各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨 五入して得た日数)とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始め たときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる 日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得 た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし 、その日数が労働基準法第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同 項の規定による日数とする。

- (1) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務としている教職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が斉一型育児短時間勤務者しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) <u>再任用短時間勤務教職員</u>及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が済 一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育

-型育児短時間勤務としている。) を始める場合、不斉-型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉-型育児短時間勤務を始める場合、て子-型育児短時間勤務を始める場合とはできる場合又は育児体業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉-型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率等3) 略 所	兼	
ている教職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務者にくは育児体業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型毎時間勤務者にくは育児体表える場合、勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率 3) 略 4) 略 4	という。)を始める場合、不斉一型育児短	という。)
 る場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務者とくは育児体業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率 3) 略 4) 略 イ護休暇) 7条 略 7条 略 7条 略 7年 配 7年 の 7年 の	ている教職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始め	教職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合
業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終 える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該 4) 略 4) 略 4) 略 4) 略 4) 略 7条 略 7条 略 7条 略 7条 略 10上で6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は体限年度に6 11にものですば、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定 の助務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 20日(の動務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 20日(の動務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 20日(の動務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 20日(の動務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 20日(の動務日数が5日の定年前再任用短時間動務教職員及び任期付短時間勤務教職 20日(20日に参のでは、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定 20日(20日 20日(2	る場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休	又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第
2.5場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率 態の (3) 略 (4) 略 (4) 略 (4) 略 (7歳 略 (4) 格 (4) 格 (4) 格 (4) 略 (4) 格 (4	業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉―型短時間勤務以外のものを終	17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場
	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の	合勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形
 4) 略 介護休暇) 7条 略 介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条例第14条第4 2 に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に6日(定年前再任用短時間勤務教職員及け任期付短時間勤務教職員(1週間当たの勤務日数が5日の<u>定年前再任用短時間勤務教職員及</u>び任期付短時間勤務教職員(1週間当たらかたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し合れたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除した日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入してた日数(1)を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略 6 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率	態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
 4) 略 7条 略 7条 略 7条 略 7条 略 7条 略 7条 を 7年 を <		
7条 略 介護体暇) 7条 略 介護体暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条例第14条第4 に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、 算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は体暇年度に6 日(定年前再任用短時間勤務教職員 (1週間当た の勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員 (1週間当た の勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定 られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し 得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して た日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略 40名 組合体暇)		
7条 略 介護体暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条例第14条第4 に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、 算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は体暇年度に6 日(定年前再任用短時間勤務教職員 又は任期付短時間勤務教職員 (1週間当た の勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員 及び任期付短時間勤務教職 を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定 られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し 得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して た日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略 3464概(条例第14条第5項に相定する無給体調をいる 以下同じ。 64を564でははまたる無給体調をいる 以下同じ。	(介護休暇)	(介護休暇)
介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条例第14条第4 に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、 算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に6 日 (定年前再任用短時間勤務教職員 (1週間当たの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 (1週間当たの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入してた日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 3 名名 4 名 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 4 4 4 5 5 8 8 4 6 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		
に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、 算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に6 日(定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当た の勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職 を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定 られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し 得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して た日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略 組合休暇)	介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条例	2 介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条例第14条第4
算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に6日(定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職会を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められた勤務時間で除しられたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し合れたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し合れた多を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入してた日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 縮合体限)	3回を超	項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、
日(定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定ろれたの者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入してた日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 3 組合体限)	通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に6	<u>通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に6</u>
の勤務日数が5日の <u>定年前再任用短時間勤務教職員</u> 及び任期付短時間勤務教職 を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定 られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し 得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して た日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略 組合体暇)		0日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤
を除く。)にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入してた日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略 組合体限) 9条 組合体限 (条例第14条第5項に担定する無給体限をいう 以下同じ 第	りの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職	務日数が5日の <u>再任用短時間勤務教職員</u> 及び任期付短時間勤務教職員を除く。)
られたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し 得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して た日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略 組合体暇)	員を除く。) にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定	にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその
得た数を乗じて得た日数 (1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入してた日数))を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 5 略	められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除し	者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗
た日数)) を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。 を超えな 5 略 3~5 組合体限) (組合体限) (44) (47) (47) (47) (47) (47) (47) (47	て得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して	じて得た日数(1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))
5 略 組合体限) (組合体限) 0条 組合体限(条例第1.4条第5項に指定する無絵体限をいる。以下同じ 0条 組合体限(条例第1.4条第5項に指定する無絵体限をいる。以下同じ		を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。
組合体閥) (組合体の名 4 名 4 名 4 名 4 名 5 項 2 相 完 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 5 項 2 相 5 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4		
0条 紹会体體 (多個質 1 4 条質 5 頃 7 相応 4 名無給休暇をいる じ) 下同 1 1 9 条	(組合休暇)	(組合休暇)
	第19条 組合休暇 (条例第14条第5項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。	第19条 組合体暇(条例第14条第5項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。

目	
埃	26 197 197 197 197 197 197 197 197 197 197

)は、体暇年度に30日(定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の定年前再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。)にあっては、30日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた当の指の指定により定められたもの者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた当務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を超えない範囲内で与えることができる。

2 密

3 密

第24条 会計年度任用職員等が引き続きこの規則の適用を受ける職員となった場合における当該職員(以下「規則適用会計年度任用職員等」という。)に対し異動日から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則適用会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務時間の時間数の変更により、これにより難いと認める場合は、教育長が別に定める。

(2) <u>短時間勤務教職員</u>である規則適用会計年度任用職員等 第13条第1項 ただし書及び第2項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が従前の会計 年度任用職員等に係る条例等により使用できるとされた年次休暇の日数を加え た日数(当該加えた日数が、同項に定める日数を超えるときは同項に定める日 数、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日数に満たないとき は当該規定する日数)から異動日の前日までに既に使用した年次休暇の日数を

)は、体暇年度に30日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員 (1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。)にあっては、30日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を超えない範囲内で与えることができる。

2 密

盤

က

第24条 会計年度任用職員等が引き続きこの規則の適用を受ける職員となった場合における当該職員(以下「規則適用会計年度任用職員等」という。)に対し異動日から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則適用会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数の変更により、これにより難いと認める場合は、教育長が別に定める。

(2) <u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員</u>である規則適用会計年度任用職員等 第13条第1項ただし書及び第2項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が従前の会計年度任用職員等に係る条例等により使用できるとされた年次休暇の日数を加えた日数(当該加えた日数が、同項に定める日数を超えるときは同項に定める日数、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日数に満たないときは当該規定する日数

	兼			旦	
差し引いた日数			から異動日の前日までに既に使用した年次休暇の日数を差し引いた日数	2使用した年次休暇の日	数を差し引いた日数
2 路			2		
付 則			付 則		
1~15 器			1~15 略		
16 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災、平成2	酬を得ないで東日本	大震災、平成28年熊本地	16 教職員が自発的に、かつ、	報酬を得ないで東日本	教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災、平成28年熊本地
農又は平成29年7月九州北部豪雨の被災地又はその周辺の地域における生活関	雨の被災地又はその	周辺の地域における生活関	震又は平成29年7月九州北部豪雨の被災地又はその周辺の地域における生活関	#豪雨の被災地又はその	周辺の地域における生活関
連物資の配布その他の被災者を支援する活動(専ら親族に対する支援となる活動	接する活動(専ら親	族に対する支援となる活動	連物資の配布その他の被災者を支援する活動(専ら親族に対する支援となる活動	を支援する活動 (専ら親	族に対する支援となる活動
を除く。)を行うことを理由として、条例第14条第3項に規定する有給休暇を	て、条例第14条第	3項に規定する有給休暇を	を除く。)を行うことを理由として、条例第14条第3項に規定する有給休暇を	として、条例第14条第	33項に規定する有給休暇を
受けようとする場合における第21条及び別表第4の適用については、	1条及び別表第4の	適用については、同条第2	受けようとする場合における第21条及び別表第4の適用については、同条第2	第21条及び別表第4の	適用については、同条第2
項及び第4項中「ボランティア活動」とあるのは「ボランティア活動並びに東日	動」とあるのは「ボ	ランティア活動並びに東日	項及び第4項中「ボランティア活動」とあるのは「ボランティア活動並びに東日	r活動」とあるのは「ボ	ランティア活動並びに東日
本大震災、平成28年熊本地震及	び平成29年7月九	平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係るボランテ	本大震災、平成28年熊本地	雲及び平成29年7月九	平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に係るボランテ
イア活動」と、同表中			イア活動」と、同表中		
			_		
4 ボランティア活動 体	休暇年度に5日(定	(1) 自発的に、か	4 ボランティア活動	休暇年度に5日 (再	(1) 自発的に、か
<u></u>	年前再任用短時間勤	つ、報酬を得ないで		任用短時間勤務教職	つ、報酬を得ないで
West	務数職員又は任期付	次に掲げる社会に貢		員又は任期付短時間	次に掲げる社会に貢
倒	短時間勤務教職員(献する活動(専ら親		勤務教職員(1週間	献する活動(専ら親
1:	1週間当たりの勤務	族に対する支援とな		当たりの勤務日数が	族に対する支援とな
	日数が5日の <u>定年前</u>	る活動を除く。)を		5日の再任用短時間	る活動を除く。)を
単	再任用短時間勤務教	行う場合で、その勤		勤務教職員及び任期	行う場合で、その勤
	職員及び任期付短時	務しないことが相当		付短時間勤務教職員	務しないことが相当

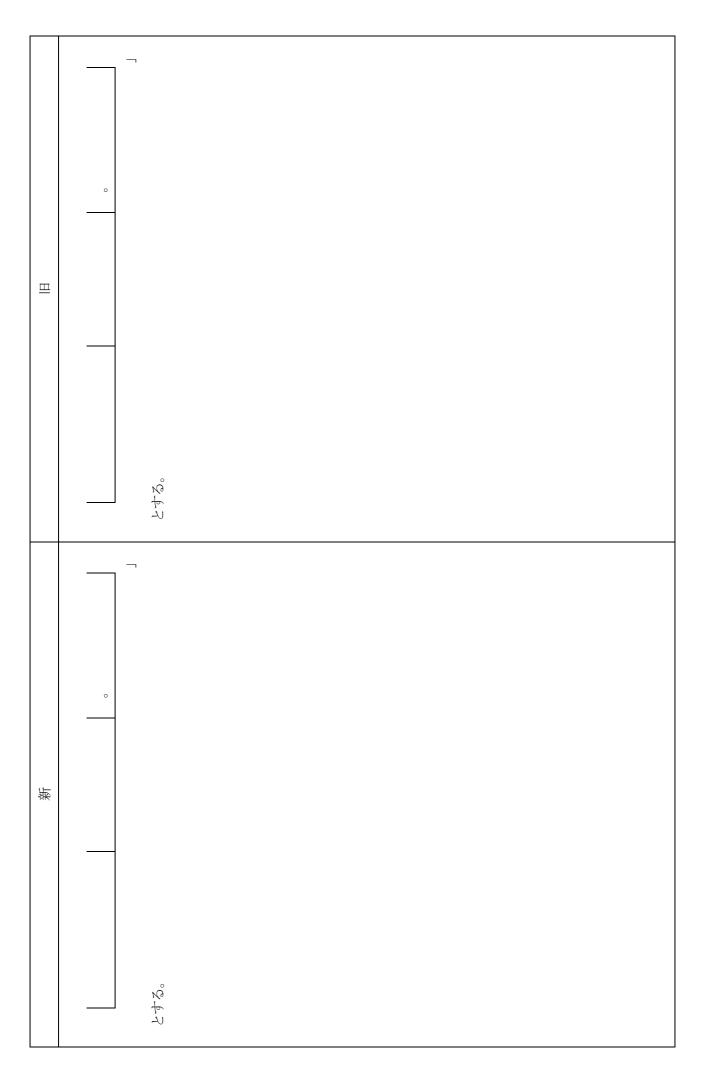
辨			田田	
間勤務教職員を除く	であると認められる	を除く。	を除く。以下同じ。	であると認められる
。以下同じ。)にあ	ときに与えられるも) にあっ)にあっては、5日	ときに与えられるも
っては、5日に条例	のとする。	に条例第	に条例第2条第4項	のとする。
第2条第4項又は第	ア地震、暴風雨、噴	又は第5	又は第5項の規定に	ア地震、暴風雨、噴
5項の規定により定	火等により相当規模	より定め	より定められたその	火等により相当規模
められたその者の勤	の災害が発生した被	者の勤務	者の勤務時間を同条	の災害が発生した被
務時間を同条第1項	災地又はその周辺の	第1項の	第1項の規定により	災地又はその周辺の
の規定により定めら	地域における生活関	定められ	定められた勤務時間	地域における生活関
れた勤務時間で除し	連物質の配布その他	クス多り	で除して得た数を乗	連物質の配布その他
て得た数を乗じて得	の被災者を支援する	じて得た	じて得た日数(1日	の被災者を支援する
た日数 (1日未満の	活動	米端の指	未満の端数があると	活動
端数があるときは、	イ 障害者支援施設、	り th	きは、これを四捨五	イ 障害者支援施設、
これを四捨五入して	特別養護老人ホーム	入して得	入して得た日数))	特別養護老人ホーム
得た日数))を超え	その他の主として身	を超えな	を超えない範囲内に	その他の主として身
ない範囲内において	体上若しくは精神上	がいな	おいて必要と認めら	体上若しくは精神上
必要と認められる日	の障害がある者又は	れる日数	X	の障害がある者又は
数	負傷し、若しくは疾			負傷し、若しくは疾
	病にかかった者に対			病にかかった者に対
	して必要な措置を講			して必要な措置を講
	ずることを目的とす			ずることを目的とす

新		Ξ.	
る施設であり	あって教育		る施設であって教育
長が定め、	長が定めるものにお		長が定めるものにお
ける活動			ける活動
ウ ア及びイに掲げる	イに掲げる		ゥ ア及びイに掲げる
活動のほか、	か、身体上		活動のほか、身体上
若しくは	若しくは精神上の障		若しくは精神上の障
= 一 	害、負傷又は疾病に		害、負傷又は疾病に
より常能。	より常態として日常		より常能として日常
生活を営	生活を営むのに支障		生活を営むのに支障
がある者(がある者の介護その		がある者の介護その
他の日常	他の日常生活を支援		他の日常生活を支援
する活動			する活動
(2) 休暇は、	暇法、1月		(2) 休暇は、1日
、 半日相	、半日相当又は1時		、半日相当又は1時
間単位とする。	43°		間単位とする。
(3) 第	(3) 第13条第5		(3) 第13条第5
項から第	項から第7項まで及		項から第7項まで及
び第9項(び第9項の規定は、		び第9項の規定は、
この金融	この休暇に準用する		この休暇に準用する
0			0

新		Ш	
た日数 (1日未満の	活動(次項に規定す	未満の端数があると	活動(次項に規定す
端数があるときは、	る東日本大震災、平	きは、これを四捨五	る東日本大震災、平
これを四捨五入して	成28年熊本地震及	入して得た日数))	成28年熊本地震及
得た日数))を超え	び平成29年7月九	を超えない範囲内に	び平成29年7月九
ない範囲内において	州北部豪雨に係るボ	おいて必要と認めら	州北部豪雨に係るボ
必要と認められる日	ランティア活動を除	れる自数	ランティア活動を除
数	· · · >		(° >
	イ 障害者支援施設、		イ 障害者支援施設、
	特別養護老人ホーム		特別養護老人ホーム
	その他の主として身		その他の主として身
	体上若しくは精神上		体上若しくは精神上
	の障害がある者又は		の障害がある者又は
	負傷し、若しくは疾		負傷し、若しくは疾
	病にかかった者に対		病にかかった者に対
	して必要な措置を講		して必要な措置を講
	ずることを目的とす		ずることを目的とす
	る施設であって教育		る施設であって教育
	長が定めるものにお		長が定めるものにお
	ける活動		ける活動
	ウ ア及びイに掲げる		ウア及びイに掲げる

	活動のほか、身体上	若しくは精神上の障	害、負傷又は疾病に	より常能として日常	生活を営むのに支障	がある者の介護その	他の日常生活を支援	する活動	(2) 休暇は、1日	、半日相当又は1時	間単位とする。	(3) 第13条第5	項から第7項まで及	び第9項の規定は、	この休暇に準用する	0	(1) 自発的に、か	つ、報酬を得ないで	東日本大震災、平成	28年熊本地震又は	
田																	休暇年度に10日(再任用短時間勤務教	職員又は任期付短時	間勤務教職員にあっ	
																	4の2 東日本大震災	、平成28年熊本地	震及び平成29年7	月九州北部豪雨に係	
	身体上	上の障	疾病に	イロ第一	に支障	護その	を支援		、1月	は1時		3条第5	まで及	定试、	用する		自発的に、か	ないで	、平成	震又は	
	活動のほか、	若しくは精神上の障	害、負傷又は疾病に	より常態として日常	生活を営むのに支障	がある者の介護その	他の日常生活を支援	する活動	(2) 休暇は、1月	、半日相当又は1時	間単位とする。	(3) 第13	項から第7項まで及	び第9項の規定は、	この休暇に準用する	0	(1) 自発的	つ、報酬を得ないで	東日本大震災、平成	28年熊本地震又は	
新																	休暇年度に10日(定年前再任用短時間	勤務教職員又は任期	付短時間勤務教職員	
																	4の2 東日本大震災	、平成28年熊本地	震及び平成29年7	月九州北部豪雨に係	

	兼			Ш	
るボランティア活動	にあっては、10日	平成29年7月九州	るボランティア活動	ては、10日に条例	平成29年7月九州
	に条例第2条第4項	北部豪雨の被災地又		第2条第4項又は第	北部豪雨の被災地又
	又は第5項の規定に	はその周辺の地域に		5項の規定により定	はその周辺の地域に
	より定められたその	おける生活関連物質		められたその者の勤	おける生活関連物質
	者の勤務時間を同条	の配布その他の被災		務時間を同条第1項	の配布その他の被災
	第1項の規定により	者を支援する活動(の規定により定めら	者を支援する活動(
	定められた勤務時間	専ら親族に対する支		れた勤務時間で除し	専ら親族に対する支
	で除して得た数を乗	援となる活動を除く		て得た数を乗じて得	援となる活動を除く
	じて得た日数 (1日	。)を行う場合で、		た日数 (1日未満の	。)を行う場合で、
	未満の端数があると	その勤務しないこと		端数があるときは、	その勤務しないこと
	きは、これを四捨五	が相当であると認め		これを四捨五入して	が相当であると認め
	入して得た日数))	られるときに与えら		得た日数))を超え	られるときに与えら
	を超えない範囲内に	れるものとする。		ない範囲内において	れるものとする。
	おいて必要と認めら	(2) 休暇は、1日		必要と認められる日	(2) 休暇は、1日
	れる日数	、半日相当又は1時		数	、半日相当又は1時
		間単位とする。			間単位とする。
		(3) 第13条第5			(3) 第13条第5
		項から第7項まで及			項から第7項まで及
		び第9項の規定は、			び第9項の規定は、
		この休暇に準用する			この休暇に準用する



		備考												Ņ d	红							
.4 (第16条関係)	特別休暇の基準	理由期間又は日数	暑	ボラ 休暇年度に5日 (再任	/ティ 用短時間勤務教職員又	活動 は任期付短時間勤務教	職員(1週間当たりの	勤務日数が5日の再任	用短時間勤務教職員及	び任期付短時間勤務教	職員を除く。以下同じ	。)にあっては、5日	に条例第2条第4項又	は第5項の規定により	定められたその者の勤	務時間を同条第1項の	規定により定められた	勤務時間で除して得た	数を乗じて得た日数(
別表第		E		4	, \	1																
	特別休暇の基準	備考	器	111	***	ii:	ᆀ	П		 	∜ ₩	æ.	妞			الأد	14	==r	(1)	-		
第16条関係)		期間又は日数		休暇年度に5日	ンティ 前再任用短時間勤務	ア活動 職員又は任期付短時	勤務教職員(1週間当	たりの勤務日数が5日	の定年前再任用短時間	勤務教職員及び任期を	短時間勤務教職員を除	く。以下同じ。)にあ	っては、5日に条例第	2条第4項又は第5項	の規定により定められ	たその者の勤務時間	同条第1項の規定に]	り定められた勤務時間	で除して得た数を乗し	-		
	別表第4	別表第4 (第16条関係) 特別体暇の基準	特別休暇の基準 開表第4 (第16条関係) (は日数 期間又は日数	特別休暇の基準 特別休暇の基準 は日数 職間又は日数 時	特別休暇の基準 特別休暇の基準 特別休暇の基準 理由 期間又は日教 略 廃 財間又は日教 略 財間又は日教 略 企生 本 ボラ 休暇年度に5日(再任)	第16条関係) 特別体限の基準 期間又は1数 職間又は1数 理由 期間又は1数 略 体暇年度に5日(定年 前再任用短時間勤務数 本ディ 体暇年度に5日(再任 本ティ 本ティ 用短時間勤務教職員又	第16条関係) 特別体限の基準 <td rowspan="2" st<="" style="2" td=""><td>第16条関係) 特別休暇の基準 期間又は1数 備考 理由 期間又は1数 時 休暇年度に5日(定年 前再任用短時間勤務数 1000 大方4 所別 本方4 用短時間勤務教職員又は1週間当 勤務教職員(1週間当 財務教職員(1週間当た9の)</td><td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 体限年度に5日 (定年 前再任用短時間勤務数 動務教職員(1週間当 かり動務日数が5日 本方 (無長所短時間勤務教職員文字 (1週間当たりの) かの勤務日数が5日 株別体限の基準 体の勤務日数が5日 株別体限の基準 体の勤務日数が5日 株別を日数が5日の再任</td><td>第16条関係) 特別休暇の基準 期間又は1数 備考 理由 期間又は日数 体暇年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 上かり動務日数が5日 大方名 用短時間勤務教職員又 職員(1週間当たりの 事務者職員(1週間当 大方名 用短時間勤務教職員及 職員(1週間当たりの 事務日数が5日 下活動 職員(1週間当たりの 事務日数が5日の重任 出極時間勤務教職員及 の定年前再任用短時間 日本の重任 用短時間勤務教職員及</td><td>第16条関係) 株別(株限の基準 期間又は日数 職者 理由 期間又は日数 時期間又は日数 休暇年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 前再任用短時間 勤務裁職員(1週間当 上方イ 間短時間勤務数機員又は任期付短時間 動務制数が5日の再任 たりの勤務日数が5日 中の動務日数が5日の再任 の定年前再任用短時間 勤務教職員及び任期付 開起時間勤務教職員及び任期付 動務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及び任期付 財務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 財務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察報酬員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本日報日報的數額 日本日報日報的報報目報的報報</td><td>前間又は日数 特別(林暖の基準 期間又は日数 備考 理由 期間又は日数 体限年度に5日 (定年 前再任用短時間勤務数 上りの勤務日数が5日 日在 前面任用短時間勤務数 軟務日数が5日 上りの勤務日数が5日 日在 動務日数が5日 日本 前務日数が5日の再任 日本の本 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100</td><td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 財間又は日数 備考 平時 中別体限の基準 体限年度に5日 (定任 略 本示 体限年度に5日 (再任 前再任用短時間勤務数 上りの勤務日数が5日 上の動務日数が5日 日本期付短時間勤務数 立た生前再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあ の定年前再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、5日 中級時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、5日</td><td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 期間又は日数 備考 理由 期間又は日数 時別体限の基準 体限年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 配置 前再任用短時間勤務数 並過入は任期付短時間 動務を機員(1週間当 力の定年前再任用短時間 動務数機員を除 たりの勤務目数が5日 下活動 1年短時間勤務数 は任期付短時間勤務数 動務を機員(1週間当 力の定年前再任用短時間 加極時間勤務数 開短時間勤務数 短時間勤務数機員を除 会。以下同じ。)にあ っては、5日に条例第 に表列第2条第4項ス</td><td>第16条関係) <td #93 体配性関節數<="" rowspan="2" td="" td<=""><td>第16条関係) 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 時期 (報告) 中級 (本語) 中級 (本語)</td><td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 所限又は日数 解析性限性に5日(定任 所限以は日数 解析性限性に5日(定任 中 本が月域時間勤務数 所限以は現場の事業 所定期間更多数 財務的によりの かりの重発を確認していた場合 と、以下同じ、)にあっては、5日 日本の情報を定すりにあっては、5日と利益の規定によりにあっては、5日との確認を確認を定するできます。 は第5項の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあるの意を明確によりにあっては、5日との意の表別を時間である。 たその者の勤務時間を 所容時間を表現し項の 大きの者の対策時間を 所容時間を表現し項の 本の表別を時間を 所容的を対定されるの動態時間を をかられたその者の勤務時間を 新時間を 大きのものもの要別を時間を 大きのものもの要別を時間である。 大きのものものとよりにあるのものとよりにあっては、5日に本側等と乗ります。 上本のものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのものとよりによりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのとよりによりにあるのとよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ</td><td> 516条関係)</td><td>#91/体限の基準 #91/体限の基準 #91/体限の基準 #92 #93 #93 #93 #93 #93 #94 #93 #94 #94 #94 #94 #94 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95</td><td>第</td></td></td></td>	<td>第16条関係) 特別休暇の基準 期間又は1数 備考 理由 期間又は1数 時 休暇年度に5日(定年 前再任用短時間勤務数 1000 大方4 所別 本方4 用短時間勤務教職員又は1週間当 勤務教職員(1週間当 財務教職員(1週間当た9の)</td> <td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 体限年度に5日 (定年 前再任用短時間勤務数 動務教職員(1週間当 かり動務日数が5日 本方 (無長所短時間勤務教職員文字 (1週間当たりの) かの勤務日数が5日 株別体限の基準 体の勤務日数が5日 株別体限の基準 体の勤務日数が5日 株別を日数が5日の再任</td> <td>第16条関係) 特別休暇の基準 期間又は1数 備考 理由 期間又は日数 体暇年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 上かり動務日数が5日 大方名 用短時間勤務教職員又 職員(1週間当たりの 事務者職員(1週間当 大方名 用短時間勤務教職員及 職員(1週間当たりの 事務日数が5日 下活動 職員(1週間当たりの 事務日数が5日の重任 出極時間勤務教職員及 の定年前再任用短時間 日本の重任 用短時間勤務教職員及</td> <td>第16条関係) 株別(株限の基準 期間又は日数 職者 理由 期間又は日数 時期間又は日数 休暇年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 前再任用短時間 勤務裁職員(1週間当 上方イ 間短時間勤務数機員又は任期付短時間 動務制数が5日の再任 たりの勤務日数が5日 中の動務日数が5日の再任 の定年前再任用短時間 勤務教職員及び任期付 開起時間勤務教職員及び任期付 動務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及び任期付 財務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 財務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察報酬員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本日報日報的數額 日本日報日報的報報目報的報報</td> <td>前間又は日数 特別(林暖の基準 期間又は日数 備考 理由 期間又は日数 体限年度に5日 (定年 前再任用短時間勤務数 上りの勤務日数が5日 日在 前面任用短時間勤務数 軟務日数が5日 上りの勤務日数が5日 日在 動務日数が5日 日本 前務日数が5日の再任 日本の本 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100</td> <td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 財間又は日数 備考 平時 中別体限の基準 体限年度に5日 (定任 略 本示 体限年度に5日 (再任 前再任用短時間勤務数 上りの勤務日数が5日 上の動務日数が5日 日本期付短時間勤務数 立た生前再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあ の定年前再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、5日 中級時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、5日</td> <td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 期間又は日数 備考 理由 期間又は日数 時別体限の基準 体限年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 配置 前再任用短時間勤務数 並過入は任期付短時間 動務を機員(1週間当 力の定年前再任用短時間 動務数機員を除 たりの勤務目数が5日 下活動 1年短時間勤務数 は任期付短時間勤務数 動務を機員(1週間当 力の定年前再任用短時間 加極時間勤務数 開短時間勤務数 短時間勤務数機員を除 会。以下同じ。)にあ っては、5日に条例第 に表列第2条第4項ス</td> <td>第16条関係) <td #93 体配性関節數<="" rowspan="2" td="" td<=""><td>第16条関係) 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 時期 (報告) 中級 (本語) 中級 (本語)</td><td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 所限又は日数 解析性限性に5日(定任 所限以は日数 解析性限性に5日(定任 中 本が月域時間勤務数 所限以は現場の事業 所定期間更多数 財務的によりの かりの重発を確認していた場合 と、以下同じ、)にあっては、5日 日本の情報を定すりにあっては、5日と利益の規定によりにあっては、5日との確認を確認を定するできます。 は第5項の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあるの意を明確によりにあっては、5日との意の表別を時間である。 たその者の勤務時間を 所容時間を表現し項の 大きの者の対策時間を 所容時間を表現し項の 本の表別を時間を 所容的を対定されるの動態時間を をかられたその者の勤務時間を 新時間を 大きのものもの要別を時間を 大きのものもの要別を時間である。 大きのものものとよりにあるのものとよりにあっては、5日に本側等と乗ります。 上本のものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのものとよりによりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのとよりによりにあるのとよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ</td><td> 516条関係)</td><td>#91/体限の基準 #91/体限の基準 #91/体限の基準 #92 #93 #93 #93 #93 #93 #94 #93 #94 #94 #94 #94 #94 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95</td><td>第</td></td></td>	第16条関係) 特別休暇の基準 期間又は1数 備考 理由 期間又は1数 時 休暇年度に5日(定年 前再任用短時間勤務数 1000 大方4 所別 本方4 用短時間勤務教職員又は1週間当 勤務教職員(1週間当 財務教職員(1週間当た9の)	第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 体限年度に5日 (定年 前再任用短時間勤務数 動務教職員(1週間当 かり動務日数が5日 本方 (無長所短時間勤務教職員文字 (1週間当たりの) かの勤務日数が5日 株別体限の基準 体の勤務日数が5日 株別体限の基準 体の勤務日数が5日 株別を日数が5日の再任	第16条関係) 特別休暇の基準 期間又は1数 備考 理由 期間又は日数 体暇年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 上かり動務日数が5日 大方名 用短時間勤務教職員又 職員(1週間当たりの 事務者職員(1週間当 大方名 用短時間勤務教職員及 職員(1週間当たりの 事務日数が5日 下活動 職員(1週間当たりの 事務日数が5日の重任 出極時間勤務教職員及 の定年前再任用短時間 日本の重任 用短時間勤務教職員及	第16条関係) 株別(株限の基準 期間又は日数 職者 理由 期間又は日数 時期間又は日数 休暇年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 前再任用短時間 勤務裁職員(1週間当 上方イ 間短時間勤務数機員又は任期付短時間 動務制数が5日の再任 たりの勤務日数が5日 中の動務日数が5日の再任 の定年前再任用短時間 勤務教職員及び任期付 開起時間勤務教職員及び任期付 動務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及び任期付 財務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 財務教職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察報酬員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本時間勤務教職員及 中の監察者職員及び任期付 日本日報日報的數額 日本日報日報的報報目報的報報	前間又は日数 特別(林暖の基準 期間又は日数 備考 理由 期間又は日数 体限年度に5日 (定年 前再任用短時間勤務数 上りの勤務日数が5日 日在 前面任用短時間勤務数 軟務日数が5日 上りの勤務日数が5日 日在 動務日数が5日 日本 前務日数が5日の再任 日本の本 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100	第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 財間又は日数 備考 平時 中別体限の基準 体限年度に5日 (定任 略 本示 体限年度に5日 (再任 前再任用短時間勤務数 上りの勤務日数が5日 上の動務日数が5日 日本期付短時間勤務数 立た生前再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあ の定年前再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、5日 中級時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、5日	第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 期間又は日数 備考 理由 期間又は日数 時別体限の基準 体限年度に5日(定任 前再任用短時間勤務数 配置 前再任用短時間勤務数 並過入は任期付短時間 動務を機員(1週間当 力の定年前再任用短時間 動務数機員を除 たりの勤務目数が5日 下活動 1年短時間勤務数 は任期付短時間勤務数 動務を機員(1週間当 力の定年前再任用短時間 加極時間勤務数 開短時間勤務数 短時間勤務数機員を除 会。以下同じ。)にあ っては、5日に条例第 に表列第2条第4項ス	第16条関係) <td #93 体配性関節數<="" rowspan="2" td="" td<=""><td>第16条関係) 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 時期 (報告) 中級 (本語) 中級 (本語)</td><td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 所限又は日数 解析性限性に5日(定任 所限以は日数 解析性限性に5日(定任 中 本が月域時間勤務数 所限以は現場の事業 所定期間更多数 財務的によりの かりの重発を確認していた場合 と、以下同じ、)にあっては、5日 日本の情報を定すりにあっては、5日と利益の規定によりにあっては、5日との確認を確認を定するできます。 は第5項の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあるの意を明確によりにあっては、5日との意の表別を時間である。 たその者の勤務時間を 所容時間を表現し項の 大きの者の対策時間を 所容時間を表現し項の 本の表別を時間を 所容的を対定されるの動態時間を をかられたその者の勤務時間を 新時間を 大きのものもの要別を時間を 大きのものもの要別を時間である。 大きのものものとよりにあるのものとよりにあっては、5日に本側等と乗ります。 上本のものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのものとよりによりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのとよりによりにあるのとよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ</td><td> 516条関係)</td><td>#91/体限の基準 #91/体限の基準 #91/体限の基準 #92 #93 #93 #93 #93 #93 #94 #93 #94 #94 #94 #94 #94 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95</td><td>第</td></td>	<td>第16条関係) 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 時期 (報告) 中級 (本語) 中級 (本語)</td> <td>第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 所限又は日数 解析性限性に5日(定任 所限以は日数 解析性限性に5日(定任 中 本が月域時間勤務数 所限以は現場の事業 所定期間更多数 財務的によりの かりの重発を確認していた場合 と、以下同じ、)にあっては、5日 日本の情報を定すりにあっては、5日と利益の規定によりにあっては、5日との確認を確認を定するできます。 は第5項の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあるの意を明確によりにあっては、5日との意の表別を時間である。 たその者の勤務時間を 所容時間を表現し項の 大きの者の対策時間を 所容時間を表現し項の 本の表別を時間を 所容的を対定されるの動態時間を をかられたその者の勤務時間を 新時間を 大きのものもの要別を時間を 大きのものもの要別を時間である。 大きのものものとよりにあるのものとよりにあっては、5日に本側等と乗ります。 上本のものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのものとよりによりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのとよりによりにあるのとよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ</td> <td> 516条関係)</td> <td>#91/体限の基準 #91/体限の基準 #91/体限の基準 #92 #93 #93 #93 #93 #93 #94 #93 #94 #94 #94 #94 #94 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95</td> <td>第</td>	第16条関係) 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 特別(体限の基準 時期 (報告) 中級 (本語) 中級 (本語)	第16条関係) 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 特別体限の基準 所限又は日数 解析性限性に5日(定任 所限以は日数 解析性限性に5日(定任 中 本が月域時間勤務数 所限以は現場の事業 所定期間更多数 財務的によりの かりの重発を確認していた場合 と、以下同じ、)にあっては、5日 日本の情報を定すりにあっては、5日と利益の規定によりにあっては、5日との確認を確認を定するできます。 は第5項の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあっては、5日との意の規定によりにあるの意を明確によりにあっては、5日との意の表別を時間である。 たその者の勤務時間を 所容時間を表現し項の 大きの者の対策時間を 所容時間を表現し項の 本の表別を時間を 所容的を対定されるの動態時間を をかられたその者の勤務時間を 新時間を 大きのものもの要別を時間を 大きのものもの要別を時間である。 大きのものものとよりにあるのものとよりにあっては、5日に本側等と乗ります。 上本のものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのものとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのものとよりによりにあるのとよりにあるのとよりにあるのとよりによりにあるのとよりによりにあるのとよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	516条関係)	#91/体限の基準 #91/体限の基準 #91/体限の基準 #92 #93 #93 #93 #93 #93 #94 #93 #94 #94 #94 #94 #94 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95 #95	第

目																		4 1	但		
	1日未満の端数がある	ときは、これを四捨五	入して得た日数))を	超えない範囲内におい	て必要と認められる日	蒸	益	8 配偶 教職員の配偶者等が出	者等の 産するために病院に入	出産院する等の日から当該	出産の日後2週間を経	過する日までの期間に	おいて3日 (再任用短	時間勤務教職員又は任	期付短時間勤務教職員	にあっては、3月に条	例第2条第4項又は第	5項の規定により定め	られたその者の勤務時	間を同条第1項の規定	
新	選米	は、	て得	ない	関と 一		4	用浆	 に入	当該	を経	2個	前再	一般自	勤務	6	.4項		場の 場の	1項	
新	て得た日数(1日未満	の端数があるときは、	これを四捨五入して得	た日数))を超えない	範囲内において必要と	認められる日数	路	教職員の配偶者等が出	産するために病院に入	院する等の日から当該	出産の日後2週間を経	過する日までの期間に	おいて3日 (定年前再	任用短時間勤務教職員	又は任期付短時間勤務	教職員にあっては、3	日に条例第2条第4項	又は第5項の規定によ	り定められたその者の	勤務時間を同条第1項	

田	により定められた勤務	時間で除して得た数を	乗じて得た日数 (1日	末浦の端数があるとき	は、これを四捨五入し	で得た日数))を超え	ない範囲内において必	要と認められる日数		9 職員 出産の予定日以前8週	の育児 間目 (多胎妊娠の場合	参加 にあっては、14週間	目)に当たる日から当	該出産の日以後1年目	に当たる日までの期間	において5日 (再任用	短時間勤務教職員又は	任期付短時間勤務教職	員にあっては、5日に	条例第2条第4項又は	
兼	の規定により定められ	た勤務時間で除して得	た数を乗じて得た日数	(1 日末浦の端数があ	るときは、これを四捨	五入して得た日数))	を超えない範囲内にお	いて必要と認められる	日数	9 職員 出産の予定日以前8週	の育児 間目 (多胎妊娠の場合	参加 にあっては、14週間	目)に当たる日から当	該出産の日以後1年目	に当たる日までの期間	 こおいて5日 (定年前	再任用短時間勤務教職	員又は任期付短時間勤	務教職員にあっては、	5日7条例第2条第4	

項文は接5項の規定に より在められたその首 金の表面を同様形1 2000 20000 20000 20000 20000 20000 20000 20000 20	項又は第 (より定め (の勤務時	5項の規定に			
項文は第5項の規定に 略 第5項の規定により定 より定められたその者 められたその者の勤務 の勤務時間を同条第1 なられたその者の勤務 項の規定により定められた動 がたは下のたのものものものものものとがた動 れた勤務時間で除して得た日数 を乗じて得た日数(1 数(1日未満の端数が を乗じて得た日数(1 あるときは、これを四 きは、これを四様五人と得た日数(1)を超えない範囲内においておいで必要と認められる日数(1)を超えない範囲内においておいて必要と認められる日数(1)を超れていてはないでは、適日は、これを四様五人と信仰を目的においてはいて得た日数(1)を超れていての自身を定められる日数(1)を超れていていていていている目にもの情報(1)を確定の自身1日かまでの間はありまでの間はあるとは、これを関係を定められる日数(1)を対しては明確に関係を確認していていて、自身のでは、自身のでは、自身のでは、自身のでは、自身のでは、自身のでは、自身のでは、自力を使用しての間があるとはあります。 ため に に 日 (世界付面時間勤務を確認していてい 自力を定め間はあるのでは、自由に本の情報を確認します。 はの時間勤務を確認していてい 自由に本の情報を確認します。 条例第2条第4項次は第5項 2条第4項次は第5項	項文は第 より定め の勤務時	5項の規定に			
より定められたその者 かられたその者の勤務 の勤務時間を同条第1 (の勤務時間を同条第1項の規定により定められた動物を指定により定められた動物を対して得た数を発して得た日本の規定により定められた動物を対して得たと対して得た日本の関係を表しての目を表しての目を表して必要と認められます。 (本表して得た日本の) (本表して得た日本の) (本表して得た日本人の日本での間を表しません) (本表して得た日本人の日本での間を表しません) (本表して得た日本人の日本での間を表しません) (本表しまでの月1日かまたいでは要と認められる日本人の日本での間を表しません) (本表しまでの月1日かまたいを自用のますでの日本での間を表しません) (本表しまでの日本での日本での日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本年の日本人の日本人の日本人の日本人の日本人の日本人の日本人の日本人の日本人の日本人	より定めらの勤務時			第5項の規定により定	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
の勤務時間を司条第1 時間を司条第1 項の規定により定めら 社た勤務時間で除して おた勤務時間で除して 発生により定められた勤務時間で除して得た数 春た数を乗じて得た目 お寄じて得た目数(1 かるときは、これを四 持五人して得た日数) 上て得た日数(1 おるときは、これを四 持五人して得た日数) 上て得た日数(1 な超えない範囲内に おいて必要と認められ 上 本になと要と認められ 本は、これを四 さないで必要と認められる日数 な日 (本展年度の6月1日か 本に前再任日 な日 (正年前再任日) 本にお は時代個時間勤務教職員又は 任期付個時間勤務教職 市保持 は財化個時間勤務教職員 財子、6日に 日本に対しておいて 日本に対しては、6日に 日本に対しては、6日に 日本に表別第 素例第24項又は第5項 会第4項又は第5項	 の勤務時 	られたその者		められたその者の勤務	
項の規定により定めら れた勤務時間で除して 特た数を乗じて得た目 数 (1日未満の端数が あるときは、これを四 特五入して得た目数) お海時間で除して得た数 と表して得た日数 (1日未満の端数があると さは、これを四 を乗じて得た日数) 日未満の端数があると さは、これを四 さない範囲内に はないで必要と認められ にないで必要と認められる日数 (1日本) 支 を超えない範囲内に はないで必要と認められ (2日 数) 本におき (2日		間を同条第1		時間を同条第1項の規	
和た数を乗じて得た日 務時間で除して得た数 春た数を乗じて得た日 と乗じて得た日数(1 かるときは、これを四 日本満の端数があるときは、これを四 おるときは、これを四 と超えない範囲内においておいてはないを超上部かられる日数(2)を超りますいては、6日度(立生前再任用) 本におらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間をは、たらり月30日までの間を表にあるり月30日までの間を表にあるり月30日までの間を表にあるり月30日までの間を表にあるり月30日までの間を表にあるり月30日までの間を表になる。この月30日までの間を表になるが表します。 本におけ短時間勤務教職員とは、6日で本前再任用 は毎日節時教職員にあっては、6日に条例第 春の第2条第4項又は第5項 全条第4項又は第5項	項の規定	により定めら		定により定められた勤	
特先数を乗じて得た目 本乗じて得た日数 数 (1 日末満の端数が おるときは、これを回 おるときは、これを回 とは、これを回接があるときは、これを回接正人して得た日数 1 を超えない範囲内に おいて必要と認められ 本いで変更と認められ 上で得た日数 2 体機年度の6月1日か 所 2 は (定日 (定年前再任用 本にお (59月30日までの間に 2 は (2 日本の間) 本にお (50月30日までの間に 3 は (2 日本の) 本にお (50月30日までの間に 3 (3 日本の) 本にお (50月30日までの間に 3 (4 日本の) 本にお (50月30日までの間に 3 (4 日本の) 本にお (50月30日までの間に 3 (5 日本の) 本にお (5 日に、(5 日に条例第 4 (5 日本の) 本の第2条第4項文は第5項目	れた勤務	時間で除して		務時間で除して得た数	
数(1日未満の端数が3 日本清の端数が52と あるときは、これを四 捨五入して得た日数) さは、これを四 とでは、これを四 さいて必要と認められ して得た日数) を超 えない範囲内において 必要と認められる日数 こので見た日数) を超 まない範囲内において 必要と認められる日数 2 を担えない範囲内において のは可動務教職員又は に6日(定年前再任用 を助ける時間動務教職員及は を助ける時間動務教職員及は 自にあっては、6日に 会別第2条第4項又は 18 夏 (本限年度の6月1日か 奉にお 69月30日までの間 ける時間動務教職員とある のては、6日に条例第 3 会別第2条第4項又は 条列第2条第4項又は第5項	得た数を	乗じて得た日		を乗じて得た日数 (1	
あるときは、これを四 きは、これを四捲五入 特五入して得た目数) して得た日数))を超ってい、範囲内においている要と認められる おりで変と認められ 必要と認められる目数 本日数 上ので得た日数))を超ってい、範囲内においている 本日数 上ので発と認められる目数 本日数 上ので発と認められる目数 本日数 上のでは、範囲内においている 本日数 本にお前用任用 本日では可能の必要と認められる目数 上のでは、範囲のにおいての間のでは、 をは、この目で生前用任用 本におりまでの間のは、 は、この目で生前用任用 本におりまでの間のは、 は、この目では、 この日に、 自にあっては、6目に 会別第2条第4項又は第5項 本例第2条第4項又は とのは、	数 (1目)	未満の端数が		日未満の端数があると	
格五入して得た日数) た超えない範囲内において おいて必要と認められ 略 本日数 必要と認められる日数 原体限年度の6月1日か 本にお (2年前再任用 おけ (2年前再任用 本にお (2年前再任用 保持 (26日 (24年前再任用 は (26日 (24年前毎年間) (24年前年) (24年前年) (24年前年) (24年前年) (24年前年) (24年前月) (24年前月) (24年前月) (24年前月) (24年前月) (24年前月) (24年前月) (24年前月) (24年前月) (24年月) (24	あるときい	は、これを四		きは、これを四捨五入	
う日数 おいて必要と認められ 本ない範囲内において 30日数 株暇年度の6月1日か 本にお なない範囲内において 24 株職年度の6月1日か 本にお 59月30日までの間 25 は時間勤務教職員又は は毎日間勤務教職員又は任期付 25 長期付短時間勤務教職 大の第2条第4項又は第5項 4 条例第2条第4項又は第5項	格五入し	て得た日数)		して得た日数))を超	
おいて必要と認められ 応要と認められる日数 5日数 本限 夏 体暇年度の6月1日か 本にお ら9月30日までの間 たち ら9月30日までの間 本にお ら9月30日までの間 お様 短時間勤務教職員又は は6日に 日期付短時間勤務教職員又は 無保持 勤務教職員又は任期付 日にかっては、6日に かけな時間勤務教職員又は 会例第2条第4項又は 本のでは、6日に 条例第2条第4項又は 本のでは、6日に条例第 本のでは、6日に と条第4項又は第5項) を超え	ない範囲内に		えない範囲内において	
5日数 略 夏 休暇年度の6月1日か 18 夏 休暇年度の6月1日か こお 59月30日までの間 幸にお 59月30日までの間 5億 に6日 (定年前再任用 ける健 に6日 (再任用短時間 保持 短時間勤務教職員又は 無保持 勤務教職員又は任期付 自にあっては、6日に 会例第2条第4項又は 条例第2条第4項又は 2条第4項又は第5項	おいて必要	要と認められ		必要と認められる日数	
夏 休暇年度の6月1日か 18 夏 休暇年度の6月1日か こお ら9月30日までの間 本にお ら9月30日までの間 56億 に6日 (定年前再任用 保持 短時間勤務教職員又は任期付任期付知時間勤務教職員又は任期付任期付知時間勤務教職員又は任期付任期付知時間勤務教職員とない。 保持 短時間勤務教職 会員にあっては、6日に 条例第2条第4項又は 条例第2条第4項又は第5項	2日数				
夏体暇年度の6月1日か18 夏こお59月30日までの間奉にお5健に6日(定年前再任用ける健保持短時間勤務教職員又は康保持長期付短時間勤務教職真にあっては、6日に森例第2条第4項又は条例第2条第4項又は条例第2条第4項又は		盤			松
59月30日までの間 奉にお に6日 (定年前再任用 ける健 短時間勤務教職員又は 康保持 員にあっては、6日に 条例第2条第4項又は	軍人	の6月1日か		休暇年度の6月1日か	
に6日 (定年前再任用 短時間勤務教職 任期付短時間勤務教職 員にあっては、6日に 条例第2条第4項又は		0日までの間	表7.	ら9月30日までの間	
短時間勤務教職 康保持 任期付短時間勤務教職 真にあっては、6 目に 条例第2条第4項又は 条例第2条第4項又は		定年前再任用		に6日 (再任用短時間	
		務教職員又は	康保持	勤務教職員又は任期付	
	任期付短	時間勤務教職		短時間勤務教職員にあ	
	員にあっ、	ては、6月に		っては、6日に条例第	
	条例第2≶	条第4項又は		2条第4項又は第5項	

(迷)
(第7条関
: (第
対照表
新田坊
る規則
に関すべ
末年当に
猫米這
掌及び
用弁備
W W
の報
日職員
度任月
号会計年度任)
1 岩
委員会第1
首委員
小市教
北九

操	(H)
(時間外勤務手当相当報酬)	(時間外勤務手当相当報酬)
第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務	第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務
時間を超えて勤務した全時間(休憩時間を除いた実働時間(監視又は断続的労働	時間を超えて勤務した全時間(休憩時間を除いた実働時間(監視又は断続的労働
に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間)をいう。)に対し	に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間)をいう。)に対し
て、勤務1時間につき、給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条	て、勤務1時間につき、給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条
第14項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例により、給与条例第18条	の3に規定する再任用短時間勤務職員の例により、給与条例第18条に規定する
に規定する時間外勤務手当に相当する報酬(次項において「時間外勤務手当相当	時間外勤務手当に相当する報酬(次項において「時間外勤務手当相当報酬」とい
報酬」という。)を支給する。	う。)を支給する。
2	2
3 略	3
(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)
第9条 前3条の規定により、それぞれ給与条例第18条の規定の適用を受ける給	第9条 前3条の規定により、それぞれ給与条例第18条の規定の適用を受ける給
<u> 与条例第8条第14項</u> に規定する <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の例又は給与条例	<u> 与条例第8条の3</u> に規定する <u>再任用短時間勤務職員</u> の例又は給与条例第19条第
第19条第2項若しくは第20条の規定の例による場合における勤務1時間当た	2項若しくは第20条の規定の例による場合における勤務1時間当たりの給与額
りの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定	に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とす
める額とする。	\sim
(1) ~ (3) 略	$(1) \sim (3)$ B
2	2

(第8条関係)
5規則新旧対照表
及び期末手当に関す
報酬、費用弁償及
計年度任用職員の
中学校及び特別支援学校の第1号会
北九州市立の小学校、

兼	田
(時間外勤務手当相当報酬)	(時間外勤務手当相当報酬)
第5条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務	第5条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務
時間を超えて勤務した全時間(休憩時間を除いた実働時間(監視又は断続的労働	時間を超えて勤務した全時間(休憩時間を除いた実働時間(監視又は断続的労働
に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間)をいう。)に対し	に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間)をいう。)に対し
て、勤務1時間につき、教職員給与条例第25条の規定の適用を受ける教職員給	て、勤務1時間につき、教職員給与条例第25条の規定の適用を受ける教職員給
<u> </u>	<u> </u>
教職員給与条例第25条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬(次項におい	第25条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬(次項において「時間外勤務
て「時間外勤務手当相当報酬」という。)を支給する。	手当相当報酬」という。)を支給する。
2	2 略
2	3 略
(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)
第8条 前3条の規定により、それぞれ教職員給与条例第25条の規定の適用を受	第8条 前3条の規定により、それぞれ教職員給与条例第25条の規定の適用を受
ける教職員給与条例第10条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員	ける教職員給与条例第12条に規定する再任用短時間勤務教職員の例又は教職員
の例又は教職員給与条例第26条第2項若しくは第27条の規定の例による場合	給与条例第26条第2項若しくは第27条の規定の例による場合における勤務1
における勤務1時間当たりの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区	時間当たりの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該
分に応じ、当該各号に定める額とする。	各号に定める額とする。
(1) ~ (3) 器	(1) ~ (3) 略
2	2 略